

令和元年第6回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和元年9月2日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和元年9月2日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和元年9月2日	10時28分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	5番	待永るい子	6番	竹下泰信	7番	田川浩
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		中村誠			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜		
	副町長	毎原哲也	農林水産課長	川島安人		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	安西勉		
	総務課長	田中久秋	建設課長	田崎一朗		
	財政課長	西村正史	会計管理者	小竹善光		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	峰下徹		
	健康増進課長 代表監査委員	大岡利昭 木塚賢司	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年9月2日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 議案一括上程
 - 町長提案 報告第2号
 - 議案第43号～議案第59号
 - 町長の提案理由の説明
- 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

それでは、皆さんおはようございます。

令和元年9月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和元年第6回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として5番待永さん、6番竹下君、7番田川君、以上3君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本日の会期案につきましては、去る8月28日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月13日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月13日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告をいたします。

監査委員より、6月定例会から今定例会までに実施されました例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後ほどごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集4ページのとおり派遣をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置につきましては、議長に委任されたいと思います。

日程第5 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案の上程。町長提案の報告第2号及び議案第43号から議案第59号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和元年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第2号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第2号は、平成30年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

財政の状況を見きわめる実質赤字比率など4つの指標並びに公営企業の資金不足比率につ

いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告いたします。

健全化判断比率をごらんください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため、算定なしということでございます。

実質公債費比率は3.7%で、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回っております。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと、財政は比較的健全な自治体ということになっております。

次に、議案第43号は、太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、住民票等への旧氏、いわゆる旧姓の記載が可能となる住民基本台帳法施行令等が改正され、印鑑登録事務で旧氏を取り扱うための条例の改正が必要となったものであります。

なお、施行日にあわせ、11月5日を公布日といたしております。

次に、議案第44号は、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等により、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正が必要となったものであります。

主な改正内容は、子ども・子育て支援法の一部改正により、支給認定に係る略称の改正がなされたこと及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する政令により、利用者負担額等の受領について、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更がなされたものなど、所要の改正がなされたため、条例を改正するものであります。

次に、議案第45号は、太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結についてであります。

本案は、消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%に増税されることから、契約残存期間の消費税及び地方消費税増額分510万7,968円を増額変更契約する必要性が生じたため、太良町定住促進住宅整備事業の変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

なお、本契約の相手方は、佐賀県藤津郡太良町大字多良1560番地1、太良町駅前定住促進株式会社代表取締役中島雅人。契約期間は、平成29年4月28日から令和29年3月31日までの30年間であります。

次に、議案第46号は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

佐賀西部広域水道企業団が共同処理する水道事業へ、令和2年4月1日に西佐賀水道企業団を構成する市町が加わることに伴い、同年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散し、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなるため、市町総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号は、平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度の決算状況につきましては、決算書の199ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

平成30年度の歳入歳出決算額は、歳入総額71億2,564万7,000円、歳出総額70億1,361万3,000円、歳入歳出差し引き額1億1,203万4,000円となっております。この差額につきましては、翌年度への繰越明許費繰越額として1,275万円を繰り越し、財政調整基金積立金に5,000万円、残りの4,928万4,000円を翌年度繰越金とする財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明いたします。

280ページをごらんください。

平成30年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,629万4,006平方メートル、建物の延べ面積は6万3,097平方メートルとなっております。

出資金につきましては、282ページをごらんください。

平成30年度末の出資による権利の現在高は、6,427万5,000円となっております。

有価証券につきましては、平成30年度末で5万円となっております。

物品につきましては、283ページから287ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

基金につきましては、288ページをごらんください。

平成30年度末の基金積立金の状況は、一般会計で64億1,285万9,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が7,042万円、簡易水道事業基金が5,490万2,000円、一般会計と特別会計の合計では65億3,818万1,000円となっております。

なお、山林育成基金につきましては、平成29年度をもって山林特別会計を廃止いたしましたので、30年度から一般会計に編入いたしております。

定額運用基金の運用状況につきましては、289ページをごらんください。

平成30年度末の基金運用状況ですが、育英資金貸付基金の総額は9,603万9,931円で、うち1,002万円が貸し付けとなっております。

印紙類購入基金の総額は300万円で、うち129万8,940円を佐賀県証紙として保管しております。

肉用牛飼育事業基金の総額は1億1,944万6,752円で、うち1,731万9,024円を肉牛として貸し付けております。

平成30年度一般会計決算につきましては以上であります。

次に、議案第48号は、平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度の決算の概要につきましては、決算書の214ページをごらんください。

歳入総額1億3,117万5,000円、歳出総額1億2,997万9,000円、歳入歳出差し引き額119万6,000円となっております。この差し引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第49号は、平成30年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度の決算の概要につきましては、決算書の249ページをごらんください。

歳入総額14億8,923万円、歳出総額13億7,226万4,000円、歳入歳出差し引き額1億1,696万6,000円となっております。この差し引き額につきましては、国民健康保険給付費基金に5,850万円、残りの5,846万6,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第50号は、平成30年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度の決算の概要につきましては、決算書の262ページをごらんください。

歳入総額4,572万1,000円、歳出総額4,483万9,000円、歳入歳出差し引き額88万2,000円となっております。この差し引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第51号は、平成30年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度の決算の概要につきましては、決算書の279ページをごらんください。

歳入総額1億1,216万3,000円、歳出総額1億598万8,000円、歳入歳出差し引き額617万5,000円となっております。この差し引き額につきましては、基金積立金に310万円、残り307万5,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第52号は、平成30年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

平成30年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページをごらんください。

当年度未処分利益剰余金1億5,599万7,357円のうち、50万円を減債積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

平成30年度の決算の概要につきましては、1ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,593万9,078円、事業費用4,736万3,738円、差し引き857万5,340円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページをごらんください。

資本的収入0円、資本的支出1,679万3,340円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,679万3,340円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第53号は、平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

平成30年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページをごらんください。

平成30年度の純利益1億2,864万7,087円は、未処理欠損金に充当するものであります。

平成30年度の決算の概要につきましては、1ページをごらんください。

まず、収入につきましては、第1款. 病院事業収益が11億1,389万2,591円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が3,383万5,329円、第3款. 居宅介護支援事業収益が1,326万860円、第4款. 通所リハビリテーション事業収益が3,977万9,947円で、収入合計12億76万8,727円となっております。

次に、支出につきましては、2ページをごらんください。

第1款. 病院事業費用が9億9,564万9,726円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が3,288万2,774円、第3款. 居宅介護支援事業費用が1,174万5,879円、第4款. 通所リハビリテーション事業費用が3,184万3,261円で、支出合計10億7,212万1,640円となっており、差し引き1億2,864万7,087円の利益計上となりました。

次に、資本的収入及び支出であります、3ページをごらんください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額1億2,186万7,660円を執行しております。

次に、第2項企業債償還金として、6,129万5,685円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項一般会計からの出資金1億179万6,000円を充当し、不足分の8,136万7,345円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第54号は、平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2,222万4,000円を減額し、補正後の予算総額を72億2,303万円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の16ページをごらんください。

企画財政管理費の地域づくり事業費補助金76万5,000円は、地域の活性化を図るための特産品の開発やイベント等に対する補助金で、当初の予定を上回る要望額が見込まれることによる増額であります。

次のページをごらんください。

企画財政管理費の移住支援事業補助金100万円は、東京23区から太良町へ移住し、県が選

定した中小企業等に就職された方などを対象として支給するもので、1世帯分100万円を見込んでおります。

山林育成基金の基金積立金1,986万円は、平成30年度における町有林間伐材売払収入分を積み立てるものであります。

20ページをごらんください。

児童福祉総務費の保育所等施設修理整備等事業費補助金100万円は、大浦ふたばこども園の新たな運動場整備に対する補助金で、手狭となっている運動場の問題を解消し、教育、保育環境の改善につなげるものであります。

次の保育所等業務効率化推進事業費補助金75万円は、多良保育園で購入を予定されているiPad等に対する補助金で、保育園業務のICT化を図るものであります。

児童措置費の保育所運営委託料267万3,000円及び施設型給付費負担金367万9,000円は、ともに幼児教育・保育無償化に伴うもので、保育所については副食費を、認定こども園については保護者負担金及び副食費をそれぞれ増額するものであります。

23ページをごらんください。

林業振興費の製材施設整備事業費補助金543万6,000円は、木材製材施設土場の舗装工事に係る補助金で、計画では来年度に予定されていたものが、県の予算措置により1年前倒しとなったものであります。

漁港建設費の道越漁港しゅんせつ事業75万円は、しゅんせつ事業を実施するに当たり、警戒船の追加計上など、設計内容に変更が生じたことに伴う増額であります。

26ページをごらんください。

住宅建設費の亀ノ浦地区定住促進住宅整備事業設計業務委託料1,144万円及び同建設用地造成事業100万円は、亀ノ浦団地の北西側に計画している住宅建設事業に係る経費で、次の定住促進住宅建設事業6,400万円の減額とともに、戸建て住宅から集合住宅への変更に伴うものであります。

次のページをごらんください。

自然休養村管理センター費の自然休養村管理センタートイレ改修事業105万円は、センター内トイレの便座を暖房便座に取りかえるもので、1階、2階を合わせて8台を計画いたしております。

28ページをごらんください。

道路橋梁等災害復旧費の道路橋梁等災害復旧事業770万円は、さきの7月豪雨により被災した町道2路線の災害復旧に係る経費であります。

また、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、職員の中途退職、異動等に伴うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

11ページをごらんください。

地方特例交付金及び普通交付税の補正は、それぞれ額の決定によるものであります。

また、子ども・子育て支援臨時交付金及び保育所保護者負担金の補正は、ともに幼児教育・保育無償化に伴うもので、臨時交付金については減額となる保護者負担金や、免除となる副食費の各相当額を補填交付されるものであります。

次のページの国庫支出金並びに県支出金の補正は、歳出事業費の特定財源として計上いたしております。

13ページの特別会計繰入金及び14ページの繰越金の補正は、平成30年度の決算剰余金の財政措置に伴う増額であります。

再度、13ページをごらんください。

基金繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整や地域づくり事業費補助金、またふるさと応援寄附金事業に係る配送メール対応業務委託料の財源として繰り入れを行うものであります。

14ページをごらんください。

災害復旧債の補正は、町道の災害復旧費に対する財源として計上しております。

臨時財政対策債の補正は、額の決定によるものであります。

一般会計につきましては以上であります。

次に、議案第55号は、平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金119万6,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

雑入10万2,000円は、後期高齢者長寿健康増進事業費用の追加によるものであります。

歳出について御説明いたします。

7ページをごらんください。

一般会計繰出金129万8,000円は、前年度の決算剰余金の繰り越し及び後期高齢者長寿健康増進事業費用として一般会計へ繰り出しするものであります。

次に、議案第56号は、平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金の計5,846万5,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出について御説明いたします。

7ページをごらんください。

一般会計繰出金2,154万9,000円は、前年度の事務費繰入金の額の確定に伴う精算返納金及び保険給付費等支援事業費の赤字補填の必要がなかったための返納金であります。

これらの財源は繰越金で対応しております。

繰越金残額の3,691万4,000円につきましては、今後の給付費等の増加に対応するため、予備費に計上いたしております。

次に、議案第57号は、平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページをごらんください。

繰越金88万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページをごらんください。

一般管理費83万7,000円の増額は、職員手当等の減額及び前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための予算措置であります。

なお、職員手当等の補正に係る財源につきましては、予備費で調整いたしております。

次に、議案第58号は、平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページをごらんください。

繰越金262万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページをごらんください。

総務費14万2,000円の減額は、職員手当等に伴う給料等の補正であります。

管理費85万7,000円の増額は、日々雇用職員の賃金及び社会保険料の補正であります。

なお、財源につきましては予備費で調整しております。

次に、議案第59号は、平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページをごらんください。

配水及び給水費5万2,000円の減額及び総係費2万9,000円の減額は、職員手当等の補正であります。

なお、財源につきましては予備費で調整いたしております。

以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

引き続き、議案第47号から議案第53号までは、平成30年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、木塚代表監査委員に決算審査の過程及び結果についての報告を求めます。

○代表監査委員（木塚賢司君）

皆さんおはようございます。

町長より審査に付された平成30年度の太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計を令和元年6月26日に、太良町一般会計、特別会計並びに定額運用基金の運用状況を令和元年7月2日から5日まで審査いたしましたので、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、平古場前監査委員と合議により審査意見を集約し、配付しております決算審査意見書のとおりではありますが、要点について申し上げます。なお、審査意見書は1,000円単位となっておりますので、決算書とは若干数値が異なる場合がございますが、御了承ください。

まず、一般会計と特別会計につきましては、審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査等の資料に基づき審査を実施しました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票と符合しており、決算書におきましては適正に表示されていることを認めます。

予算の執行につきましては、目的に沿って執行されており、11の積立基金についても適正に運用され、また定額資金運用基金の運用状況につきましても、決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額71億2,564万7,000円、歳出総額70億1,361万3,000円、また特別会計決算は、歳入総額17億7,828万9,000円、歳出総額16億5,037万円となっております。本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額89億393万6,000円、歳出総額86億6,668万3,000円となっており、2億3,725万3,000円の黒字となっております。

また、一般会計の町税収納状況を見ると、調定額7億4,222万3,000円に対し、収入未済額は1,086万5,000円となっており、収入未済額は対前年度比で5.6%減少し、改善がなされていきました。また、寄附金については、ふるさと応援寄附金の増加により、対前年度比で9.3%増となっており、さらなる事業の推進が図られていました。

そのほか、各特別会計におきましても、適正に執行されていきました。

続きまして、定額運用基金の運用状況についてでございますが、育英資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金、印紙類購入基金の3つの基金は、それぞれ目的に沿った運用がなされていきました。

次に、水道事業会計及び町立太良病院事業会計において審査に付されました決算報告書等について、地方公営企業法など関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか。また、経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を実施。また、関係職員からの事情説明、あわせて例月出納検査等の資料も参考に、審査を実施しました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては、両会計とも適正に表示されておりました。

水道事業会計の経営成績を示す損益計算書を見ますと、総収益5,186万5,000円、対前年度比163万7,000円の減、総費用4,418万7,000円、対前年度比19万5,000円の減となり、767万8,000円の黒字計上となっております。

今後も給水事業は年々減少していくと思われませんが、継続的に施設整備は必要不可欠であり、中・長期的な運営計画のもと、経営の効率化を図ってまいります。

次に、病院事業会計においては、平成30年度は診療報酬改定の年となり、入院基本料等の大幅な見直しがあったが、医業収入への大きな影響は見られなかった。地域包括ケアシステムの構築に向け、事業所連携のもと、町民公開講座や活動報告会の開催、また先進地視察研修等により着実な推進が図られていた。今後も、地域医療の中心的役割を担う病院としての事業展開を期待しています。

次に、平成30年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、いずれも適正基準指標となっており、健全な運営をされていると認めます。

最後に、景気の動向が不透明な状況の中、町税やふるさと応援寄附金を初めとした自主財源の確保に努めるとともに、基金の運用等についても検討を図りたい。

以上で平成30年度太良町各会計及び企業会計の審査意見についての概要報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

○議長（坂口久信君）

日程第6. 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先ほど町長から提案されました議案第47号 太良町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第53号 町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案につきましては、監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、開会中に審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第53号までの決算の認定につきましては決算審査特別委員会に付託し、開会中に審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。ただいま決定いたしました決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番山口君、2番西田君、3番松崎君、4番坂口、6番竹下君、7番田川君、8番江口君、9番所賀君、10番川下君、11番久保君、以上10名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に川下君、副委員長に所賀君が互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午前10時28分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩